

令和5年度 第17回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和6年2月16日（金）9時30分～10時58分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、中西委員、藤倉委員、横田委員
欠席委員	菊本委員（副会長）、石川委員、稲垣委員、田中伸治委員、藤井委員、宮澤委員
開催形態	公開（傍聴者 4人）
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について 2 （仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和5年度第16回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和5年度第16回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 指摘事項等について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>イ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、今、御説明がありました補足資料の内容について質疑を行いたいと思います。温室効果ガスについて、御意見、御質問はございますでしょうか。ありましたら、お願いしたいと思います。確認されたい点などございますでしょうか。</p> <p>では、私から1点。このエネルギーのところ「再生可能エネルギー100%の電気の調達」という記述があるのですが、また別の機会に御説明があるかもしれませんが、電気以外に都市ガスも使われますよね。都市ガスも例えば最近ですと、実質100%（カーボン・オフセット）の都市ガスを供給するという取組もありまして、いわゆるオフセット都市ガスですが、そういったものの調達については、記述はされないのでしょうか。</p> <p>【事業者】 ガスに関してもですね、一部は都市ガス、一部についてはプロパンガスを今のところ検討しています。恒久的に残る公園として、将来的に横浜市の方で使う施設については、都市ガスを今のところ考えていまして、それ以外の半年で出展が終わってしまうものに関しては、現時点ではプロパンガスを使うと考えています。その中で今、奥会長からもお話があったように調達に関してはですね、そういったいろいろなメニューがあるというふうに認識していきまして、こういったガスの契約に関しても、当然入札の方式で事業者は選定していかねばいけないということがありますので、その中でこういった条件が付けられるのかということ整理した上で、できる限り環境に配慮したエネルギーの導入ということを目指していきたいというふうに考えているところでございます。</p>	

- 【奥会長】 はい、分かりました。ではその辺りも今後ここに書き込んでいかれるという、そういう理解でよろしいですか。
- 【事業者】 はい。何らかの形で記載の方を検討したいというふうに考えています。
- 【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。大丈夫ですか。田中稲子委員もいかがでしょうか。
- 【田中稲子委員】 はい、今の奥会長とのやり取りで、ガスについても理解はしましたので、特に強い意見はございません。ありがとうございました。
- 【奥会長】 ありがとうございます。片谷委員、御発言どうぞ。お願いいたします。
- 【片谷委員】 はい、ありがとうございます。前回は申し上げたのですけれども、こういう補足説明資料を非常に丁寧に作っていただいて、良いことだと思うのですけれども、今、御説明のあったようなことも大変重要な内容を含んでおりますので、評価書には是非盛り込んでいただきたいというのを、念押し的な発言で恐縮ですけれども、再度申し上げておきたいと思えます。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。こちらは是非、事業者の方はお願いいたします。藤倉委員、どうぞ。
- 【藤倉委員】 はい。資料を拝見して、今一度確認したいのですが、画面共有で映っているページ（補足資料3ページ）の表28-3がサステナビリティ戦略の目標とあるのですけれども、この中に例えば、1の生物多様性であるとか、5の公害対策のところには「環境アセスメントの適切な実施」とあります。この環境アセスメントというのと、今ここで審議している環境アセスメントというのは同じものなのか、違うものなのかを御教示いただけますか。併せて、もし同じだとしたら、1と5にしかないのかという理由を伺いたいです。
- 【奥会長】 お答えをお願いいたします。
- 【事業者】 はい、ありがとうございます。ここに書かれている環境アセスメントは現在、御審議いただいているこの環境影響評価のことを我々としては指しているということでございます。
- それと、ここに記載されているものだけなのかということなのですが、環境影響評価、今、御審議いただいている内容というのはかなり幅広くいろいろなことを御審議いただいていますし、我々としてもいろいろ御提示しているところでございます。それをエッセンスといいたいでしょうか、そこに書かれている内容というのは当然こちらのサステナビリティ戦略の方にも反映させていくと、齟齬がないような形というのは、当然我々としてはですね、作り上げる中で整理していくこととなります。
- 【奥会長】 はい、藤倉委員いかがですか。
- 【藤倉委員】 事業でこういうことをやりますというような話はもちろん環境アセスメントの範囲とは異なる部分があるのですけれども、逆に、環境アセスメントのこの手続自体は1と5以外、例えば（6の）廃棄物であるとか、（11の）サステナブルなイベント運営についてもアセスで扱っている範囲になっているわけです。ところが、アセスの準備書の方にはサステナビリティ戦略を作りますからということで終わっていて、十分な記述で

はないですし、サステナビリティ戦略の内容を我々は今まだ知る立場にないのですね。つまりアセスの準備書の方に、サステナビリティ戦略を作りますからということで終わっている記載がかなりたくさんあって、その内容をこちらが知らない状況ですので、アセスの方に公開されている、承知している内容が少ないのではないかというふうに感じているのです。相互補完的ということであれば、サステナビリティ戦略に盛り込む内容は、つまびらかに評価書の方にも具体的に記載していただけないかと思いましたが、位置付けを改めて伺いたいと思った次第です。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。このサステナビリティ戦略は3月までには策定完了の予定なのですね。

【事業者】 はい。御質問いただきまして、ありがとうございます。サステナビリティ戦略は今年3月の策定を目指して、今、作業を進めているところです。基本的には環境影響評価で御審議いただいている内容が、サステナビリティ戦略に反映されると、そういった建付けになっているというふうに御理解いただければと思います。もちろん相互に関連しているので必要な書きぶりだとか、そういったところはそれぞれの特性に応じて書いてはいるところですが、全くですね、この環境影響評価審査会の方に必要な情報を出していないという、そういったことではないというふうに我々は理解しております。

【奥会長】 藤倉委員、どうぞ。

【藤倉委員】 はい。サステナビリティ戦略を作りますから大丈夫ですということで終わっている箇所が、いくつもあるように思いました。先ほど片谷委員もおっしゃっていただきましたけれど、評価書の中にもう少し具体的に取りべき措置、取組を環境保全措置として当然入れるべきではないか。どうも事業者の方はこのサステナビリティ戦略の方をメインで作っていて、こちら（環境アセスメント）は単に手続として終えているような印象を受けたものですから、この場では要望として、可能な限り、サステナビリティ戦略に盛り込まれる環境保全措置は具体的に全ての項目において、アセスメントの（評価書の方）にも環境保全措置として盛り込んでいただきたいということ、それから、この表の中で環境アセスメントの適切な実施というのが1と5にしか出てこないこと自体が私は違和感があって、関わっている項目については全て出てくるべきものではないかと思っていることを意見としてお伝えしておきます。とりあえず今日はこれで結構です。

【奥会長】 今大きく2点、御要望がありました。いかがでしょうか。

【事業者】 繰り返しになりますが、環境影響評価に書かれている内容を、このサステナビリティ（戦略）に反映するというような形で抜け漏れはないようにしっかりと調整していくということで考えておりますし、サステナビリティ戦略を作るからそれでいいのだというよりは、環境保全措置の1つとしてサステナビリティ戦略というのをしっかり作って、それをこの環境影響評価の手続とは別にAIPH（国際園芸家協会）からの要求事項にも応えた内容についても作って、それを公表するということが措置の方に書かせていただいているというふうに認識しております。

それで今日の発言や、それから追加で出させていただいている資料（の内容）については、事務局ともよく相談の上、評価書において環境保全措置にしっかり盛り込んでいくということは、この場でしっかりとお約束させていただきたいと考えております。

【奥会長】 はい、よろしくお願いいたします。それからもう1点、この戦略の目標が12項目ある中で、1と5にしかアセスが出てきていないけれども、アセスに関わる項目は他にもあるので、他の項目にもアセスは明記されるべきではないかという点です。1から6、それから11、当然9も関わりますね。ほぼ全て関わると思います、レガシー以外は。

【事業者】 環境影響評価という言葉が書いていない部分もありますけれども、エッセンスは抜け漏れのないように、また、AIPHの要求事項があつてその項目ごとに我々は整理し直さなければいけない部分があるので、表現の中にそういった言葉がない項目もありますけれども、藤倉委員のおっしゃったとおり、例えば11のサステナブルなイベント運営のように食品ロスやプラスチックの使い捨て容器の削減みたいなところもしっかりと、環境影響評価の中でも記載させていただいているような内容もここに盛り込んでいるということですので、建付けが違うという部分はありますけれども、抜け漏れのないようにしっかりと関連ができていような形で整理していくということになります。一方でAIPHからですね、要求の中で書かなくてもいいこと、あるいは書かなければいけないことというところもありますので、その辺は調整させていただくというふうに御理解いただければと思います。

【奥会長】 藤倉委員、いかがですか。

【藤倉委員】 はい、この表だけが独り歩きするのも適切ではないと思いますが、サステナビリティ戦略の方にもこの環境影響評価をいかに実施しているかということを書きちんと明記させていただいて、最終的には横浜市としても問題がない形のものを作っていただければと要望しておきます。以上で結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、その点は是非よろしくお願いいたします。他はいかがでしょう。

横田委員、お願いします。

【横田委員】 はい。私も今の藤倉委員の御意見にとっても賛同するところがありまして、サステナビリティ戦略全体がこの環境アセスメントの対象にもなり得るようなことを書かれているので、やはりきちんと融合させる必要があるというふうに私も強く感じております。

具体的に生物多様性のところなのですが、生物多様性の具体例のところ「グリーンインフラを基軸とした会場計画の検討」というふうにあります。こちらは博覧会の売りになるころだとは思いますが、アセスの準備書の中でグリーンインフラの部分に生物多様性というふうに書いてあるとか、動植物というようなことに関して書かれているかというところではなくて、やはり人と自然との共生のような形で書かれている。具体的にグリーンインフラがどういうふうに生物多様性に貢献できるのかというのは、結構グレーなところもあるのかなというふうに思います。生物多様性にグリーンインフラを載せるのであれば、やはりグリーンインフラの生物多様性配慮といえますか、環境アセ

スの環境保全措置に関する事項ときちんと紐づいた形でグリーンインフラを検討していただく必要がありますし、それはやはりこちらでも確認したい部分ですので、評価書に是非記載いただきたいというところがあります。以上です。

【奥会長】 はい、御要望ですね。よろしいでしょうか、事業者の方。

【事業者】 はい。まだこれからサステナビリティ戦略の方を取りまとめていくというような状況でございますので、そういった中で今いただいた御要望も踏まえて、検討の方は進めていきたいと考えます。

【奥会長】 よろしく願いいたします。他はいかがでしょうか。補足資料についてはよろしいでしょうか。

よろしければ、準備書意見見解書の方の御説明をいただいておりますので、そちらの御説明をお願いいたします。

エ 準備書意見見解書について事業者が説明した。

オ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明がありました準備書意見見解書について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。挙手をしていただきましたら、指名をさせていただきます。

横田委員、お願いします。

【横田委員】 御説明ありがとうございます。とても重く受け止めなければいけない御意見がたくさん挙がっているというふうに拝見しました。準備書意見見解書 2-7 ページのところの回答の仕方でちょっとお伺いしたいなと思ったのですが、Gの生物多様性のところで「生物の生息状況について示されているが、今回の工事で改変されて、植物がいなくなったらどうするのか」という御質問に対して、「横浜市によって基盤整備等が実施され、保全対象種の生息・生育環境が創出されます。本博覧会では、これらの周辺で施設整備を行います、改変は行いません。」というふうに書いてあるのですかね。施設整備を行います、改変は行いませんという御説明が本当に正しいのでしょうか。ここの考え方を改めてお伺いしたいなというふうに思いました。施設整備等で、基盤をやはり改変するというのは当然あると思いますし、多くの建築工事が行われる中で、土地区画整理事業で造られた盤上で様々な改変があるという認識で議論すべきではないのかなというふうに思います。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。いただいた御意見は説明会での質疑ということで、よろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。

【事業者】 ここでの説明の意図ですけれども、生物の生息環境を新たに造るのが横浜市であり、その周辺で我々は仮設の建物であったりとか、庭園などは造ることですけれども、生物の生息環境そのものは、我々は改変しないと、そういう意味でこちらの方は記載させていただいています。横浜市が基盤整備を行うことがあっても、我々が行うのはその周辺で、生物の生息空間自体は我々では改変しないというそういう意味でございます。

- 【奥会長】 博覧会の方で手を加えるわけではないけれど、その前にはもう改変をされているということですね。
- 【事業者】 主語は、「本博覧会では」というふうに記載させていただいております。
- 【横田委員】 私が分からないので、市民の方にきちんと伝わっているかよく分からないのですが、「基盤整備等が実施され」というふうにありますけれども、この基盤整備等に博覧会事業としての基盤整備は加わらないということですか。全く手をつけない、例えば地表面に関しても手を施さないというような御認識なのですか。
- 【奥会長】 基盤整備の意味するところだと思いますけれども、土地区画整理事業で実施されということを行っているわけですね。
- 【事業者】 そういうことです。ありがとうございます。横浜市が造成をして、それから基礎インフラになるようなものを整備した後に、我々はその場所を使って博覧会を開催するということです。そこに仮設の建物を造ったり、またそこに庭園を造ったりという、これも仮設ですけども、そういうことはありますけれども、ここで言っている基盤整備というのは、土地区画整理事業が行っている造成ですとか、例えば地下水に影響するようなですね、大きな掘削を行うですとか、そういったことは行わないことを御説明しているということでございます。
- 【横田委員】 捉え方だと思うのですが、改変を行わないというと、全く一切手を加えないというふうにやはり理解されると思うのですよね。こういった議論の中で改変しませんというと、何も変更が生じませんとか、そういう解釈に繋がる話し方ではないかなというふうに思うのです。適切なのは、どのような範囲でこの事業は土地を整備するのかということをしきんと示すことがおそらく大事だし、それは改変ではないのですかというふうに皆さん思われると思うので、やはり改変を行いませんというふうに断言できるものではないのではないかなと私は感じられました。
- お伺いしたいのは、パークセンターとかですね、この事業、この博覧会でスタートを切る建築物というのがあるのではないかなと思うのですよね。こういったものは、ここではどちらに入るのですか。横浜市による基盤整備の中に入るのですか、それとも博覧会事業に入るのですか。博覧会の建築物として残るものですね。仮設ではなくて、残るものに関して、横浜市の基盤整備に入るのですか。それとも、博覧会事業に入りますか。それとも、また別ですか。
- 【奥会長】 お答えをお願いします。
- 【事業者】 これはですね、横浜市の事業になります。我々は、横浜市が造ったパークセンターを活用させていただくという、そういった立場でございます。
- 【横田委員】 後ろの文章（準備書意見見解書の事業者の説明）で言うと、基盤整備等に入るという理解でよろしいですか。
- 【事業者】 基盤整備等というふうに御理解いただければと思います。横浜市が行う事業ということで御理解いただければと思います。
- 【横田委員】 そうすると、その仮設とその営造物の境目というのは、どこかできちんと示されていらっしゃるのでしょうか。仮設として博覧会事業で何をどの範囲で造りますという情報と、営造物として横浜市が基盤整備として造り

ますという、その境目を我々は理解できますか。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 ありがとうございます。現時点でお示しできる内容を（準備書の）2章の方に記載させていただいているつもりです。パークセンターのようなものは横浜市で造るものですから、それは当然残っていくものであるということです。どうしてもですね、図面上に表現できないもの、基礎インフラのようなものはなかなか表現が難しいのですが、主要な園路ですとか、建物、そういったものについては横浜市の方で整備し、それは残っていくというものでございます。今、図面（準備書の2-22 ページの図2-7）が出ましたけれども、色分けがされていて、これは説明会でもこの図面を使って説明しているところでございます。

【横田委員】 このオレンジ色の部分だけが基盤整備に入っていて、枠で囲っていない設備に関しては全て仮設ということで、理解すればよろしいですか。

【事業者】 繰り返しになりますけれども、基盤整備の配管ですとか、この図面の中で表現できないものはありますけれども、表面的に出てくるものについてはこちらの方でお示ししています。ただ、土地の造成であったりですとか、基礎インフラといったもの、横浜市の事業で整備するものについては横浜市で、横浜市からそれをお借りして仮設の建物や施設を造っていくというのが博覧会の立場というふうに御理解いただければと思います。

【横田委員】 はい。この図面の中で、その枠がないものは全て仮設という理解でよろしいですか。建物ですね。

【事業者】 建物のことをおっしゃっているのですよね。分かりました。すみません、現時点で横浜市の方で造って、我々が使わせていただく建物についてはこちらの方にお示ししているものになります。

【横田委員】 この仮設（の建物）に関しても、横浜市の整備という理解でよろしいですか。

【事業者】 仮設の建物については、博覧会協会の方で造りまして、博覧会が終了後に撤去します。その建物については、基本的にはレンタル・リースで行うということも御説明させていただいているところでございます。

【横田委員】 その建物の建設というのは、改変には該当しないのですか。

【事業者】 すみません、準備書意見見解書2-7 ページの改変は繰り返しになりますけれども、横浜市が造った生物の生息環境の改変はしないという、そういう意味で書かせていただいております。

【横田委員】 この改変の読み取り方が違うということですね。

【事業者】 文章なので分かりにくくなっているとしたら、大変申し訳ございませんけれども、横浜市が基盤整備をし、その後に生物の生息環境を造るというそういった事実関係があって、博覧会としては、施設整備を行うのだけれども、その生物の生息空間の改変はしないと、そういう流れになります。

【横田委員】 前々から土地区画整理でできた空間が生態系として見なされているのかという議論があったと思うのですがけれども、土地区画整理が入ったとしても、やはりその基盤環境自体は残っているわけで、どのような被覆であれ、生態系として成立し得る環境ですよ。例えば、その被覆を元に戻していくことだってできるような空間です。それに対して、こうい

った仮設であれ、一時的に別の形での用途を入れるということ自体は、やはり生息環境に対する改変行為だというふうに私は思っているのです。それは、例えば宅盤であれ、改変だと思ふのです。そういう理解はされていない、(私と) マッチしていないのでしょうか、事業者とは。

【事業者】

ありがとうございます。横田委員のおっしゃるような解釈というのもあると思います。一方で土木事業的に考えますと、土地の造成ですとか、それから基礎インフラの設置といったものが、基盤整備であり、改変であるというふうに我々は認識しているところです。その辺の解釈の違いというのはあると思います。しかしながら、委員のおっしゃっている生物多様性と言いましょか、生物の観点から見ると、そういった改変はあるのかもしれませんが、この環境影響評価自体はですね、生物多様性以外にも土地がどう改変、どのような形で推移していくのかといったところも説明しなければいけない中で、我々としては一般的な土木的な考えで、土地の造成、そういったものを基盤整備、改変というふうに捉えて説明してきたということでございます。

【横田委員】

私が理解を変えれば読み取れると思いますので、それで良いのですけれども、おそらく市民の方にはなかなか伝わらない部分かなと思います。それと、これが改変でないということであれば、他の影響項目というのはどうなってしまうのかなというふうに思うところもあります。お考えは分かりました。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。横田委員がおっしゃるように、土地区画整理事業と博覧会事業、それから公園整備事業、この3つの事業が連続して進んでいく中で、市民の方からしてみればそれらは全て一体的な事業な訳ですよ。博覧会事業では土地区画整理事業の方で造った生息環境には手を加えませんかと言ったところで、そういう事業ごとの縦割りの区分けで市民は十分に納得できるようなものではないので、全てやはり一体的に捉えられるので、もう少し丁寧な説明はされるべきなのだろうと思います。改変というのも、土地区画整理事業で造った生息環境は博覧会の方では手を加えませんかという、そういう意味だということであれば、それはそのとおりなのかもしれませんが、ただその前に、博覧会をやる前に土地区画整理事業の方でかなり現状を改変してしまいますから、やはり一体的なものではないかと市民は思うわけですよ。その辺りの御説明を丁寧に、意図するところがしっかり伝わるような文書をお考えいただければと思います。ありがとうございます。

堂々巡りになってしまうと思いますので、今の点は以上とさせていただきまして、他の点いかがでしょうか。片谷委員、お願いいたします。

【片谷委員】

例えばですね、一番最初に出てくるのは準備書意見見解書 2-5 ページの一番上だと思うのですが、「御意見として承りました」という回答がかなりたくさん出てくるのですけれども、これが要望を受け入れるという回答なのか、受け入れられないという回答なのか、これだけだと判定できないという問題があって、住民の方で意見をおっしゃった方もそこは疑問に感じられるであろうとは予想されます。

もちろん対応できない要望というのはあるわけで、それはこういう事情があってできないというようなことを回答されてもいいと思っているのですけれども、個人的にはですね。ただ、できるのかできないのか明確でないというのはやはり避けた方がいいと思っておりますので、その



辺の御配慮は少ししていただきたいなというのがお願いしたいことです。もし、その中に、対応できる要望かどうかを検討しているというものがあれば、対応の可能性については検討していますみたいな回答もあっていいと思います。

とにかくこれを見ただけですと、するのにかしないのかという疑問を持たれてしまいますので、その辺りの配慮で、この見解書自体を作り直すというのは手間と時間の点で難しいと思うのですが、やはり補足説明みたいな形で出していただけると、住民の方々にとっては重要な情報源になると思います。もう本当にできないことというのは、それはこういう事情でできませんということで私はやむを得ないと思いますので、その辺を明確にさせていただきたいというのが要望です。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、お答えされますか。

【事業者】 ありがとうございます。横田委員の御意見もそれから片谷委員の御意見もですね、説明会における質疑の概要のところからの御指摘だというふうに理解しております。こちらは説明会の概要ですので、細かく説明した内容全てを記載していない部分があって、あまりにもやるかやらないか分からないような回答になってしまっている書きぶりのものもあるのですが、その辺は概要であるというところでまず御理解いただきたいということです。意見書のところではないということなのですが、そこも含めて丁寧な記載やそういったところが必要であったというところは、我々は御意見をしっかり踏まえて反省すべきところなのかなと思っています。また、少ししか書いてないというのは、そういうことなのですが、例えば準備書意見見解書 2-5 ページの細谷戸団地の道路を通らないようにとといったところについては、博覧会協会の権限外のところでございます。博覧会協会として回答するべきところではないのかなということで、御意見という形でまとめさせていただいていますけれども、説明会当日にはもう少し説明についてはしっかりさせていただいたつもりではおります。しかしながら、片谷委員の御発言は非常に真摯に受け止めなければいけないことだと思いますので、今後、他にも博覧会協会として市民へ説明をする場というのは出てくるとは思いますけれども、環境影響評価とは別かもしれませんが、そういった時には、委員の御発言を踏まえて、我々としてはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

【片谷委員】 私は説明会のところを例には取り上げましたけれども、それだけを申し上げているのではなく、意見書に対して書かれている見解についても「御意見として承ります」という記述は何回も出てきますので、それも含めて、やはり事業者の対応方針として改善はされた方が良いのではないかと趣旨で申し上げております。御検討いただければと思います。以上です。

【奥会長】 はい、よろしくお願ひします。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。挙手されている方はいらっしゃいませんか。

準備書意見見解書 2-31 ページの下の段で、「シャトルバス発着駅におけるバス乗り場や待機場所の想定及び、滞留人数の予測については、環境影響評価書に記載します。」というお答えなのですが、こちらは評価書段階で記載していただくということは必要なのですが、前回も議

論がありましたパークアンドライドの場所も含めて、そこでも当然シャトルバスの待機場所の確保も必要でどのくらいの方が乗り降りするのかということがありましたけれども、それも併せてできるだけこの審査会の場に、補足資料として出せる段階で出していただきたいというふうに考えております。「評価書で書きます」だけで終わらせないでいただきたいということはお願ひしておきます。

【事業者】 ありがとうございます。まだ、このシャトルバスの発着のところについては、この審査会の場でもお示しできていません。ここでしっかり御審議いただいたものを評価書にして、それで一般の方に公告、縦覧をしたいという意味で書かせていただいています。その辺は誤解のないように、私どもはしっかり審査会の場で御説明し、そこでいただいた御意見をしっかり反映させたものを出したいということでございます。

【奥会長】 分かりました。そこが確認できましたので、少し安心いたしました。ありがとうございます。

よろしいですか。それでは特に御質問等がないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。本案件は次回以降も継続審議となっておりますので、また御指摘等がありましたら次回以降にお願いいたします。

では、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございました。  
(事業者退出)

#### カ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいですか。よろしければ、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

(2) (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

ア 答申(案)について事務局が説明した。

#### イ 審議

【奥会長】 説明、ありがとうございました。ただいま説明のあった答申案について、御意見などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。中西委員、お願いします。

【中西委員】 私としては、出しました意見を反映していただきまして、これで結構だと思いますので、賛同といいますか、異存ありませんということを表示しておきたいと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

【中西委員】 これで退出させていただきます。申し訳ありません。

【奥会長】 分かりました。どうもありがとうございました。

他の委員はいかがですか。これまでの御指摘、適切に反映されておりますでしょうか。田中稲子委員、お願いいたします。

【田中稲子委員】 私も中西委員と同じですけれども、温室効果ガスのところ、きちんと

加筆していただいたので、数値目標も落とすことなく示すことで、しっかり達成していただけるのではないかと思います。特に中西委員が指摘されているように、運用期間というのが非常に長くて、その間の温室効果ガスの排出量というのも非常に大きいので、このような記載にさせていただいて良いと思いました。

補足といいますか、以前よりヒートアイランド対策に関する議論があったと思うのですが、私も発言させていただきましたが、計算技術、シミュレーションで予測する技術が、実用化という面で考えると、まだ課題があるのではないかとということで、その絶対値の議論ですね、何度下げるといふ、そこまでの精度は持っていないと認識しています。ただ、相対的に緑化面積といいますか、日陰の面積を増やすことでどの程度緩和できるであるとか、やる前とやる以前の相対的な比較であるとか、あとはプランAとプランBの比較とか、そういった相対的な比較は現時点でも当然できるとは思いますので、そういった予測技術も活用して適切に措置されれば良いのではないかとというふうに考えています。補足になりますが、以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。答申案の記載については、このままでよろしいということですね。

【田中稲子委員】 はい。

【奥会長】 ありがとうございます。今の補足の御意見は、事務局の方から是非事業者の方にもお伝えいただくようお願いいたします。

【事務局】 そのようにいたします。ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。大丈夫そうですね。

では、挙手されている方はいらっしゃるようですので、事務局が作成したとおりの内容で、修正なしということで確定させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 では、そのようにさせていただきます。

こちらで、答申として確定ということにいたします。どうもありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

【奥会長】 それでは本件に関する審議はこれで終了といたします。

本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。以上をもちまして本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資料

- ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
- ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する補足資料 **事業者資料**
- ・2027年国際園芸博覧会 準備書意見見解書 **事業者資料**
- ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備

書に係る答申（案）

事務局資料